

## 浜松市母子・父子自立支援プログラム策定事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市内における児童扶養手当受給者の自立を促進するため、児童扶養手当受給者の状況、ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）を策定し、浜松市母子家庭等就業・自立支援センター事業等を活用する浜松市母子・父子自立支援プログラム策定事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定める。

### (事業の対象)

第2条 事業の対象は、市内における児童扶養手当受給者（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条から第10条までの規定により手当額の全部の支給が停止されているものを除く。）とする。

2 前項の規定に係らず、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者は、事業の対象としない。

### (策定員)

第3条 事業の実施にあたり、第8条の規定により事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者の中から母子・父子自立支援プログラム策定員（以下「策定員」という。）を設置する。

- (1) 就業に関する相談の知識及び経験がある者
- (2) 母子家庭及び父子家庭の福祉の増進に関して理解と熱意を有し、母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援のために積極的な活動を行うことができると認められる者

2 策定員は、次に掲げる業務を行う。

- (1) プログラムを策定すること。
- (2) 対象者からの就業に関する相談に対して説明、情報提供等を行うこと。
- (3) 浜松市母子家庭等就業・自立支援センター事業又は生活保護受給者等就労支援事業への移行に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務

### (利用の申込み)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「相談者」という。）は、母子・父子自立支援プログラム策定申込書（第1号様式）を受託者に提出しなければならない。

2 受託者は、前項の規定による申込書を受理したときは、内容を確認したうえで、速やかに策定員に当該申込書を送付しなければならない。

### (プログラムの策定)

第5条 策定員は、前条第2項の規定により申込書の送付を受けたときは、相談者に対して個別に面接を実施する。

2 策定員は、前項に規定する面接の実施により、相談者の生活及び子育ての状況、就労

に向けた課題又は阻害要因その他プログラムの策定に必要な事項を把握するとともに、自立に向けた目標や支援の内容を設定する。

- 3 策定員は、第1項に規定する面接を実施した後、自立支援プログラム（第2号様式）を作成し、その内容について相談者の同意を得るものとする。
- 4 策定員は、プログラムの策定にあたり必要があると認めるときは、市福祉事務所その他関係機関との連携を図るものとする。
- 5 策定員は、相談者の生活及び子育ての環境、就労への意向状況等の変化により、策定したプログラムについて変更を行う必要があると認めるときは、次条の規定による就労支援事業への移行の前後に係らず、プログラムの変更を行うことができる。この場合において、変更後の内容について相談者の同意を得るものとする。

（就労支援事業への移行）

第6条 策定員は、前条の規定によりプログラムを策定（策定後の内容について、相談者の同意を得たものに限る。）したときは、母子家庭等就業・自立支援センター事業による就労支援へ移行する。

- 2 策定員は、公共職業安定所との連携を図ることにより、より効果的な就労支援を行うことができると認めるときは、前項の規定に係らず、生活保護受給者等就労支援事業へ移行することができる。

（秘密の保持）

第7条 受託者及び策定員は、事業の実施において知りえた相談者の秘密を保持しなければならない。事業の終了後においても同様とする。

（事業の委託）

第8条 事業の実施については、次の各号のいずれにも該当するものの中から委託する。

- (1) 母子家庭に対する就業支援に関する知識及び経験を有するもの
- (2) 母子福祉に関して理解と熱意を有するもの

附 則

この要綱は、平成20年10月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

母子・父子自立支援プログラム策定申込書

様

次のとおり、母子・父子自立支援プログラム策定員による自立支援プログラムの策定を申し込みます。

フリガナ	
(申込者) 氏名	(署名)
住所	浜松市 区 番地 番 号 (方書)
連絡先	自宅電話 ( ) — 携帯電話 ( ) —
確認事項	<p>以下の点について確認のうえ、同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 母子・父子自立支援プログラムの策定から就労支援への移行までに、策定員と複数回の面接を行います。</li> <li>■ 母子・父子自立支援プログラムの策定にあたり、浜松市（区役所社会福祉課）との連携を図るため、必要に応じて当該プログラムの写しを浜松市へ提供します。</li> <li>■ 就労支援への移行にあたり、策定された母子・父子自立支援プログラムへの同意が必要です。</li> <li>■ 就労支援への移行にあたり、策定された母子・父子自立支援プログラムの写しを母子家庭等就業・自立支援センター又はハローワークに提供します。</li> </ul>
備考	

第2号様式（第5条関係）

自立支援プログラム

ケースNo.	—		面接者氏名			
面接日時	年	月	日 ( )	:	~	:
	年	月	日 ( )	:	~	:
	年	月	日 ( )	:	~	:
カナ 氏名			生年月日	年 月 日 (満 歳)		
住所	〒 浜松市 区 番地		番	号		
連絡先	電話 ( )		—			
	FAX ( )		—			
	E-mail					
現在の福祉制度利用状況	児童扶養手当 母子家庭等医療費助成 ひとり親家庭等日常生活支援事業		その他	[ ]		
問題の進展・来所に至る経緯	年月日		できごと			
前夫(前妻)との関係・養育費	連絡あり ( 定期 / 不定期 ) /		連絡なし			
	養育費の支払い		あり /		なし	
	養育費支払い請求の経験		あり /		なし	
負債の状況						
家計の状況						
	相談者			面接者		
生活歴・現在の生活状況						
子育て・保育の状況						
健康状態(家族等も含む)						
職歴・資格等	主な職歴(勤務経験が長いもの)					
	主な転職理由					
	本人が「自分にとって向いていた」と考える職業とその理由					
	本人が「自分にとって不向きだった」と考える職業とその理由					

職歴・資格等	本人が有する資格・免許等	
現在の職業	職種・仕事の内容	
	雇用形態・給与	
	勤務時間・処遇等	
	勤務年数	
	その他	
	相談内容・今後望むこと	面接者の見解
生活・住居について		
子育て・保育について		
仕事・収入について		
養育費について		
健康・その他		
自立目標		
	自立・就労に対する阻害要因	支援方策

上記自立支援プログラムの内容について同意します。

年 月 日 (署名)

.....

